

忠岡町青少年問題協議会規約

(名称)

第1条 本会は、忠岡町青少年問題協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、本町地域内における青少年の指導、育成、保護及び矯正等青少年問題の総合的対策を樹立するとともに問題解決の方途を講ずることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年の指導育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき、必要な事項を調査、審査すること。
- (2) 青少年の指導育成、保護矯正に関する総合的な実施を期するために必要な関係団体相互の連絡調整を図ること。
- (3) その他青少年対策上必要な事項。

(組織)

第4条 協議会の委員は次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 関係団体、関係行政機関の代表
- (3) 学識経験者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1 名
副会長 2 名
会 計 1 名
会計監査 2 名

(役員の選出及び任期)

第7条 役員の選出及び任期は次のとおりとする。

- (1) 会長は、町長をもって充てる。
- (2) 副会長、会計、会計監査は委員の互選により選出する。
- (3) 役員の任期は委員の任期とする。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を担当する。
- (4) 会計監査は協議会の会計の監査にあたる。

(会議)

第9条 会議は定例協議会のほか会長が特に必要と認める場合、その都度召集する。

(議決)

第10条 議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会計)

第 11 条 協議会の事業推進のために要する経費は町補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 12 条 協議会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 3 1 日で終了するものとする。

(事務局)

第 13 条 協議会に関する事務は忠岡町教育委員会事務局で処理する。

(補則)

第 14 条 この規定に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

1. この規約は、昭和 5 3 年 7 月 2 8 日より施行する。

附 則

1. 規約の一部を次のように改正する。第 5 条第 1 項中「1」年を「2」年に改正する。
(昭和 5 6 年 4 月 1 日施行)